

第12部 林 業

解 説

この部には、「2015年農林業センサス農山村地域調査」、「生産林業所得統計」及び「木材統計調査」の結果から林野面積、林業産出額、生産林業所得、素材生産量、製材工場数、製材用素材需要量、製材品出荷量、木材チップ工場数・生産量、製材用素材価格に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 農山村地域調査

この調査は、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（F A O）の提唱する世界農業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とし、市区町村調査は、市区町村に対する往復郵送調査（なお、市区町村の申出によりオンライン報告も可能とした。）とし、農業集落調査は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配付回収する自計調査（なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能とした。）の方法により、平成27年2月1日現在で実施した。

(2) 生産林業所得統計

この調査は、都道府県を推計単位として、1月から12月までの1年間における林業生産の実態を価値量的に把握し、林野行政の基礎資料を作成することを目的としている。

推計方法は、都道府県別の各林産物生産量に価格を乗じて産出額を推計し、これに林業経営統計調査等から得られる所得率を乗じて生産林業所得を推計している。

(3) 木材統計調査

この調査は、製材工場、木材チップ工場、合単板工場における素材の入荷・消費状況及び製品の生産・出荷状況等を、オンライン、郵送又は統計調査員が調査対象の代表者に調査票を配布して行う自計調査の方法により行った。

ただし、自計申告調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による当該代表者に対する面接調査の方法により行った。

また、製材用素材価格については、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象にオンライン、郵送又はF A Xにより調査票を配付・回収する自計申告調査の方法により行った。

2 定義及び用語の解説

(1) 農山村地域調査

ア 林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。

イ 現況森林面積

調査期日現在の森林面積をいう。

ウ 森林面積

森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。

エ 山林

用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集团的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目分類のひとつである。立木地のほか、伐採跡地も含める。

オ 森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

カ 国有（林）

「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。

キ 林野庁

林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。

ク 林野庁以外の官庁

林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。

ケ 民有（林）

国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。

コ 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。

サ 公有（林）

「都道府県」、「森林整備法人（林業・造林公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいう。

シ 都道府県

都道府県が所管している林野をいう。林務主管課(部)所管林野のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含める。

ス 森林整備法人

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の規定により設立された法人等(林業・造林公社も含む。)が所管している林野をいう。

セ 市区町村

市区町村が所管している林野をいう。地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合(通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する林野を含める。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。

ソ 財産区

地方自治法(昭和22年法律第67号)第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元民が使用収益している林野をいう。

タ 私有(林)

個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいう。

(2) 木材統計調査

ア 素材

用材(薪炭材及びしいたけ原木を除く。)に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。

イ 製材用素材需要量

製材工場への素材の工場入荷量(材種別及び樹種別素材入荷量)である。

ウ 製材

素材を製材機にかけて、板類、ひき割類、ひき角類等を生産することをいう。

エ 製材工場

製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含む。ただし、製材に用いる動力の出力数(製材機用だけでなく、それに付属する設備、例えば目立機、巻き上げ機、ベルトコンベアーなどの動力も含める。)が7.5KW未満の工場は除く。

オ 木材チップ

チップパーを用いて製造したパルプ、紙、繊維板及び削片板等の原料とする木材の小削片をいう。

カ 製材用素材価格

製材工場における工場着購入価格である。